

令和7年度児童相談所等人材確保事業業務委託
公募型簡易プロポーザル実施要領

この要領は、静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課が実施する『令和7年度児童相談所等人材確保事業業務委託』について、企画提案書等の提出を求め、本事業に最適なものを特定する公募型簡易プロポーザルを実施するに当たり必要な事項を実施要領（以下「本要領」という。）により定めるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

虐待予防のための早期対応や発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで切れ目のない支援の提供を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制と専門性を強化するため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）」を踏まえ人材を確保するに当たり、大学に在学する学生等を対象とした説明会等を実施し、児童福祉に関する相談支援業務等への理解を促すことにより職員採用試験受験者を増加させるとともに、県内の児童福祉業務に従事する人材の確保を強力に行うことを目的とする。

(2) 実施業務等

ア 業務方法

児童福祉司等の専門職の採用活動について、学生向け説明会、合同就職説明会、情報提供サイトの設置等により本県職員や県内の児童福祉施設採用試験の受験者を増加させる採用活動等（以下「採用活動支援業務」という。）を行う。

イ 運営体制

以下の運営体制で事業を実施すること。

	職種等	必要な資格・経験	人数
①	統括責任者	・職業紹介や人材採用の業務に3年以上従事した経験を有すること。	1人
②	スタッフ	・営業及び企画の経験が1年以上あること。 又は ・キャリア教育等の業務経験が1年以上あること	2人以上

ウ 実施内容

採用活動支援業務の実施内容は下記の事項とする。

(ア) 対象者

・令和7年度静岡県職員採用試験（大学卒業程度）のうち、心理及び児童福祉の採用職種の受験資格を満たす者若しくはその見込みのある者
・児童福祉法第13条第3項に規定される児童福祉司の任用区分を満たす者若しくは満たす見込みのある者
・児童福祉法第12条の3第6項に規定される児童心理司の任用区分を満たす者若しくは満たす見込みのある者
・児童福祉事業に従事した経験がある者若しくは従事することを希望する者

(イ) 企画・実施する業務及び内容

項目	内容	実施回数	参加人数 (参考数)
a	学生向け説明会	5回以上	100人
b	個別キャリア相談	—	—
c	児童福祉関連職種合同就職説明会	1回以上	30人
d	情報提供サイトの企画・製作及び運営	—	—
e	案内ちらしの企画・製作	—	—
f	採用内定者に対する情報配信	7回以上	—

g	県担当課との企画会議等	—	—
---	-------------	---	---

<留意事項>

- ・実施に当たっては、本事業の参加者が県職員や県内児童福祉施設の採用試験受験者に結び付くよう、工夫すること。
- ・a からcの各項目については、それぞれ個別に実施するだけでなく、複数の項目を組み合わせて実施しても良い。
- ・上記の実施回数、参加人数は昨年の実績を元にした数値であり、説明会等の実施においてはこれらの参考数を満たすよう実施すること。
- ・説明会等の参加者へのアンケートの実施や本県の採用試験の受験状況の調査を行うこと等により、業務の効果検証を実施すること。

a 学生向け説明会

県内外の児童福祉司や児童心理司等をを目指す学生を対象とした就職説明会を開催すること。

<開催概要>

実施時期：令和8年2月末までに実施すること

開催場所：県内又は県外（利便性のよい会場が望ましい）、オンライン上

参加対象者：県内外において社会福祉主事の任用資格の取得が可能な学部・学科を設置している大学、その他、児童福祉司、児童心理司の任用区分を満たす学部・学科を設置している大学における学生等

実施回数：5回以上

b 個別キャリア相談

静岡県内における、児童福祉司、児童心理司、県内の自治体や児童福祉施設（児童養護施設等）で働くことを希望している者に対する個別相談会を開催すること。

<開催概要>

実施時期：契約期間通期で実施すること

開催場所：受託者が指定する場所若しくはオンライン上

参加対象者：学生、今後県職員や県内自治体の職員及び社会福祉法人等の職員として働くことを希望している者

c 児童福祉関連職種合同就職説明会

本県の児童福祉司や児童心理司、その他官公庁や民間の児童福祉施設（児童養護施設等）等を運営する社会福祉法人における児童福祉関連職種で働くことを希望している者に対する合同説明会を開催すること。

<開催概要>

実施時期：令和8年2月末までに実施すること

開催場所：静岡市内（利便性のよい会場が望ましい）

出展対象者：児童福祉関連職種の募集をしている社会福祉法人や官公庁等

参加対象者：今後、児童福祉関連職種として、県職員やその他官公庁の職員及び社会福祉法人等の職員として働くことを希望している者

実施回数：1回以上

d 情報提供サイトの企画・製作及び運営

上記aからcを実施するに当たり、説明会等の実施・参加募集を行うWebサイト（情報提供サイト）の企画・製作及び運営を行うこと。

なお、情報提供サイトは、下記の5点を含めたものとする。

- (1) 静岡県における児童福祉職及び心理職の業務紹介
- (2) 静岡県における児童福祉職及び心理職の採用要件の紹介
- (3) 静岡県における児童福祉職及び心理職のPR動画
- (4) 静岡県における児童福祉職及び心理職のキャリアパス・研修体制紹介
- (5) 静岡県職員の福利厚生を紹介

<留意事項>

- ・情報提供サイトは、スマートフォンやタブレット端末での閲覧を可能にすること。

- ・上記情報提供サイトについては、県内大学を中心に広く学生等に対して広報すること。

e 案内ちらしの企画・製作

上記aからcを実施するに当たり、職員採用情報や職務内容紹介、説明会等の実施や参加募集を周知する案内ちらしを企画・製作すること。

f 採用内定者に対する情報配信

令和7年度静岡県職員採用試験において、心理及び児童福祉職として採用が内定した者に対し、採用辞退を防止するための定期的な情報配信を行うこと。

<開催概要>

実施期間及び頻度：令和7年9月～令和8年3月にかけて、毎月1回実施

対象者：令和7年度静岡県職員採用試験において、心理及び児童福祉職として採用が内定した者のうち、県担当課が情報発信の希望及び連絡先を把握した者

実施方法：メールマガジンやSNS等のオンラインによる情報配信

情報配信内容：下記の内容を含んだものとする。

- (1) 県内の児童相談所及び県立児童福祉施設等の職員による職場・業務紹介
- (2) 静岡県職員における福利厚生制度や各施設通信等の情報提供

g 県担当課との企画会議等

本事業を実施するに当たり、県担当課との企画会議等の実施及び関係機関と連携を図ること

(3) 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約限度額

3,400,000円（消費税込み）

(5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

実績報告書（A4版） 1部

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 有料職業紹介事業の許可を得ていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (4) 静岡県の機関が定める入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の

購入契約その他の契約を締結している者

3 企画提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書及び本業務に係る企画提案書に記載する内容を踏まえて、積算の内訳が分かるものを添付した見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和7年5月30日（金）から令和7年6月13日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

別表1に示す、静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課こども家庭班まで提出すること。郵送、持参、電子メールのいずれの方法でも可。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

(3) 提出内容（別表2参照）

ア 企画提案書 8部（正本1部、写し7部）

イ 見積書 8部（正本1部、写し7部）

4 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

別表2により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。

5 本要領に対する質問

(1) 本要領に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和7年5月30日（金）から令和7年6月6日（金）（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

別表1に示す、静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課こども家庭班

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及びFAX番号、電子メールアドレス等を併記すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和7年6月12日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

イ 閲覧場所

別表1に示す、静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課こども家庭班

6 審査

企画提案書の提案内容等について、次のとおり評価を行う。

(1) 実施日時及び方法

令和7年6月17日（火）

書面審査により実施する。

(2) 実施場所

静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課

(3) 審査事項

企画提案書の内容について審査を行う。（審査の際、審査員から質疑が出た場合はメール等により照会する。）

- (4) その他
企画提案書提出後の資料の追加は認めない。

7 契約予定者の特定

(1) 評価基準

企画提案書を別表3の評価項目・基準で評価し、評価得点が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価得点の最も高い者が2人以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2人以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。ただし、評価得点の合計が満点の60%以上に満たない者は特定しない。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和7年6月26日（木）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和7年6月26日（木）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和7年7月3日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、令和7年7月10日（木）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表1に示す静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課こども家庭班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

9 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

10 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- ※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

11 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
- また、提出された企画提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その企画提案書を無効とする。
- ア 企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- イ 企画提案書と無関係な書類である場合
- ウ 他の業務の企画提案書である場合

- エ 白紙である場合
 - オ 本要領に記載する業務内容等に応示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された企画提案書は、契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験を持つ者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 照会窓口は、別表 1 のとおりとする。
- (7) 契約予定者として特定された者は契約後、委託業務実施計画書を作成し提出すること。
- (8) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第 6 条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
- ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）
 - イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

別表 1（窓口）〒420-8601 静岡市葵区追手町 9－6

役 割	部 局 名	電話及び FAX 番号	E-mail
総合窓口	静岡県健康福祉部 こども若者局 こども家庭課 こども家庭班	TEL：054-221-2922 FAX：054-221-3521	kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

別表 2 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

様式 1 号を企画提案書の表紙として、以下の書類を提出すること。なお、表紙（様式 1 号）及び見積書（様式 2 号）を除き様式は自由とするが、以下の項目を全て記載すること。（企画提案書例参照）

項目		記載に当たっての注意事項、留意事項
1	業務実績	・本業務若しくは類似業務の受託実績を記載すること。 ※類似業務は本業務で実施する学生向け説明会等で想定する内容を含む業務を指す。
2	職業紹介事業許可番号	・職業紹介事業に関する許可番号等を記載すること。
3	業務体制	・本業務の担当者の氏名、業務実績等を記載すること。
4	基本方針	・本業務実施に当たっての基本方針を記載すること。 ・業務を実施する上での効果的な方法、留意点について、児童福祉分野に係る就職状況、求職者の特徴等を踏まえ記載すること。 ・本業務若しくは類似業務の受託実績がある場合は、その経験も踏まえて記載すること。
5 学生向け説明会		
	(1) 業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方について記載すること。
	(2) 実施内容	・対象者を効果的に募集する方法などについて明確に記載すること。 ・説明会の実施について、実施場所、運営方法等についても記載すること。
6 個別キャリア相談		
	(1) 業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方について記載すること。
	(2) 業務内容	・対象者を効果的に募集する方法などについて明確に記載すること。 ・個別相談の実施について、実施場所、運営方法等についても記載すること。
7 児童福祉関連職種合同就職説明会		
	(1) 業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方について記載すること。
	(2) 業務内容	・対象者を効果的に募集する方法などについて明確に記載すること。 ・合同就職説明会の実施について、実施場所、運営方法等についても記載すること。
8 情報提供サイトの企画・製作及び運営、案内ちらしの企画・製作		
	(1) 業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方について記載すること。
	(2) 業務内容	・使用する情報ツールの種類や対象者へ効果的に PR する方法などについて明確に記載すること。

記載事項		記載に当たっての注意事項、留意事項
9 採用内定者に対する情報配信		
(1)	業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方について記載すること。
(2)	業務内容	・使用する情報ツールの種類や対象者へ効果的に PR する方法などについて明確に記載すること。
10 業務の効果検証		
・各業務の効果検証の方法や指標を記載すること。		
11 事業者の社会的取組		
・事業者が行っている社会的取組について記載すること。(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、健康経営、環境マネジメント等に係る取組 等)		
見	積	書
		・様式2号に積算の内訳が分かるものを添付し提出すること。 ・本業務に係る概算の見積金額及び算定の内訳を記載すること。 ・契約額は、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を見積書に記載すること。
そ	の	他
		・上記企画提案書の内容を補足する資料（パンフレット等）がある場合は、企画提案書提出部数と同数を提出すること。 ・企画提案書は、A4版20枚以内とすること。（パンフレット等補足資料は除く）

別表3 契約予定者の特定にかかる評価項目・基準（満点100点）

	評価項目	具体的な観点	配点
事業主体	業務実績	・事業主体において類似業務の実施実績があり、当該業務を実施するノウハウを有しているか。	5点×3
	業務実施体制	・類似業務の経験がある者が配置されているか。	5点×2
企画内容	基本方針	・児童福祉分野に係る就職希望者のニーズや求職状況等を踏まえた提案がされているか。 ・県内の児童福祉業務に従事する専門職の人材確保が期待できる提案内容か。	5点×3
	学生向け説明会		
	業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方、スケジュールは適切か。	5点
	業務内容	・対象者を効果的に募集する方法が提案されているか。 ・説明会の実施場所、運営方法等は適切か。	5点
	個別キャリア相談		
	業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方、スケジュールは適切か。	5点
	業務内容	・対象者を効果的に募集する方法が提案されているか。 ・個別相談の実施場所、運営方法等は適切か。	5点
	児童福祉関連職種合同就職説明会		
	業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方、スケジュールは適切か。	5点
	業務内容	・対象者を効果的に募集する方法が提案されているか。 ・合同就職説明会の実施場所、運営方法等は適切か。	5点
	情報提供サイトの企画・製作及び運営、案内ちらしの企画・製作		
	業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方、スケジュールは適切か。	5点
	業務内容	・使用する情報ツールの種類や対象者に提供する情報の内容は適切か。	5点
事業者の社会的取組	採用内定者に対する情報配信		
	業務手順	・提案事項の実施時期や業務の進め方、スケジュールは適切か。	5点
	業務内容	・使用する情報ツールの種類や対象者に提供する情報の内容は適切か。	5点
	業務の効果検証	・各業務の効果検証の実施が予定されているか。またその手法は適切か。	5点
	社会的取組	・事業者が社会的取組を行っているか。（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、健康経営、環境マネジメント等に係る取組 等）	5点
参考見積	提案内容に対する価格が妥当か参考とする。 提示した事業規模と大きくかけ離れている、又は提案内容に対して見積が極めて不適切な場合は非特定とする。		